

平成26年度 事務事業評価シート

平成25年度に実施した事業を評価しています

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------|---|-------|---|------|----|---------|-------|----------|---|----|---|----|---|----|
| 事務事業名称 | 道路敷地寄附補助 | | | | | 継続 | | | | | | | | | |
| コード | 25 | - | 67 | - | 03 | - | 00 | 予算事業名 | 道路敷地寄附補助 | | | | | | |
| 担当部署 | 建設部 | | 建設管理課 | | 境界担当 | | 予算事業コード | 会計 | 10 | 款 | 08 | 項 | 01 | 目 | 01 |

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

| | | | | |
|-----------------------|------------------------|---------------------------|--------------|------------------|
| 第三次川越市総合計画上の位置付け(太枠内) | | 位置付けなしの場合 | 法令による実施義務 | 義務ではない |
| 基本目標(章) | 3章 | 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち | 実施計画事業名 | なし |
| 方向性(節) | 2節 | 交通ネットワークの構築 | 個別計画等の名称 | なし |
| 施策 | 1 | 道路交通体系の整備 | 当事業に関連する事務事業 | 道路敷地寄附、境界確認、地籍調査 |
| 細施策 | 3 | 安全で人にやさしい生活道路の整備 | | |
| 事業実施の根拠となる法令・条例等 | 川越市道路敷地寄附要綱、道路敷地寄附手続要領 | | | |

2. 事業の目的と概要

| | |
|--------------------------------|---|
| 事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか) | 生活基盤である道路を安全で快適なものに整備していくため、寄附にかかる道路敷地に対する測量・分筆費用の一部として補助金を交付する。 |
| 事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など) | 川越市道路敷地寄附要綱、道路敷地寄附手続要領に適合する道路敷地の寄附に対して、申請者にかかる測量・分筆費用の一部として補助をする。 |

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

| | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 50,845 | 48,000 | 39,999 | 32,207 | 34,866 | | |
| (26年度予算額大幅増/減の理由) | | | | | | | |
| 事業費 | A | 50,845 | 47,755 | 34,782 | 29,216 | 34,866 | 34,000 |
| 人件費 | B | 13,207 | 13,207 | 8,438 | 8,804 | 4,769 | 4,769 |
| 総コスト(C = A + B) | | 64,052 | 60,961 | 43,220 | 38,021 | 39,635 | 38,769 |
| 正規職員(1年間の従事人数) | | 1.80人 | 1.80人 | 1.15人 | 1.20人 | 0.65人 | 0.65人 |
| 臨時職員(1年間の従事人数) | | | | | | | |
| 国県支出金 | D | | | | | | |
| その他特定財源 | E | | | | | | |
| 市の財政負担(= C - D - E) | | 64,052 | 60,961 | 43,220 | 38,021 | 39,635 | 38,769 |

26年度、27年度の事業費、人件費は見込額
臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

| 評価指標 | 単位 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度目標値 | 将来目標値 |
|------|-----------|------------------|---------|---------|---------|--------------|--------------|
| 活動 | 補助金申請件数 | 件 | 175.0 | 166.0 | 125.0 | (目標) 100.0 | 27年度 100.0 |
| | 指標の定義・説明 | 道路敷地寄附補助金の申請件数 | | | | | |
| 成果 | 補助金交付対象面積 | m ² | 4,834.4 | 4,359.0 | 2,605.3 | (目標) 2,520.0 | 27年度 2,520.0 |
| | 指標の定義・説明 | 道路敷地寄附補助金の交付対象面積 | | | | | |
| | | | | | (目標) | | 年度 |
| | | | | | (実績) | | 年度 |
| | | | | | (目標) | | 年度 |
| | | | | | (実績) | | 年度 |

指標に基づく評価
23年度までは、開発許可等の基準に関する条例及び施行規則の改正に伴い、事務処理件数が増大したが、開発行為の猶予期間外となった24年度以降は申請件数が落ち着いてきている。申請件数等は社会情勢によって大きく影響されるが、26年度は昨年度とほぼ横ばいになると考えられる。

5. 事業の実施を通じた分析

| | |
|--|---|
| (1) 現在の課題と状況 | 有効性に課題 |
| 道路敷地寄附申請者が測量・分筆にかかる実費の負担額に対し、一部を補助金として交付する制度であるが、実際にかかる費用負担額に対して、交付する補助金額の割合が高い場合が見受けられる。また、道路の連続性という性質上、一部分の道路後退寄附のみでは路線全体の拡幅につながらないため、成果があがるまでに時間を要する。 | |
| (2) 比較参考値(他市での類似事業の例など) | 近隣市(所沢市、狭山市、坂戸市、さいたま市、上尾市等)で狭あい道路に関する補助金の取り扱いがある。 |
| (3) 事業を廃止・縮小したときの影響 | 道路敷地寄附申請者に対する測量・分筆費用の負担増加が考えられる。 |

平成26年度事務事業評価 方向性提示シート

| 所管部署 | | 建設部 | | | | 建設管理課 | 境界担当 |
|-----------|------|---|----|----|----|----------|------|
| 事務事業名称 | | 25 | 67 | 03 | 00 | 道路敷地寄附補助 | |
| 今後3年間の方向性 | 26年度 | 改善(見直し) 現在交付している道路敷地寄附補助金額の妥当性を検証するとともに、昨今の財政事情を鑑み、狭あい道路の拡幅についてより有効な手段を検討し、費用対効果の観点から見直しを図る。 | | | | | |
| | 27年度 | 改善(見直し) 26年度に見直した内容を踏まえ、改善が必要な点を把握するとともに、運用方法の方針を検討する。 | | | | | |
| | 28年度 | 改善(見直し) 27年度で検討した結果に基づき、適正な運用の実施を図る。 | | | | | |

川越市道路敷地寄附補助金 概要

1 目的

この事業は、生活基盤である道路を安全で快適な幅員を確保するため、寄附にかかる道路敷地に対する測量・分筆費用の一部として補助金を交付する。

2 平成25年度補助概要

補助対象

農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項に基づく農地転用の許可申請又は届出（以下「農地転用」という。）をする場合における道路後退部分
建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく建築確認の申請（以下「建築確認」という。）をする場合における道路後退部分
昭和52年11月30日までに道路位置指定を受けている道路
建築基準法第42条第1項第3号に該当する道路
地区住民及び関係地権者の協議による当該地区の計画（市長が認めるものに限る。）が作成されている地区の当該計画に定められている道路整備にかかる後退部分

補助金額

・ 前述 ・ ・ の場合

20万円 + 寄附にかかる道路敷地面積による加算額（下記の表による補助金額）

例）9㎡の土地に対する寄附補助金の場合

$$20万円 + 50,000円（8㎡を超え10㎡以下の加算） \\ = 250,000円$$

| 寄附に係る道路敷地の面積 | 補助(加算)金額(円) |
|--------------|-------------|
| 2㎡以下 | 10,000 |
| 2㎡を超え 4㎡以下 | 20,000 |
| 4㎡を超え 6㎡以下 | 30,000 |
| 6㎡を超え 8㎡以下 | 40,000 |
| 8㎡を超え 10㎡以下 | 50,000 |
| 10㎡を超え 12㎡以下 | 60,000 |

| | | |
|---------------------------|-----------------------|---------------|
| 1 2 m ² を超え | 1 4 m ² 以下 | 7 0 , 0 0 0 |
| 1 4 m ² を超え | 1 6 m ² 以下 | 8 0 , 0 0 0 |
| 1 6 m ² を超え | 1 8 m ² 以下 | 9 0 , 0 0 0 |
| 1 8 m ² を超え | 2 0 m ² 以下 | 1 0 0 , 0 0 0 |
| 2 0 m ² を超え | 2 2 m ² 以下 | 1 1 0 , 0 0 0 |
| 2 2 m ² を超え | 2 4 m ² 以下 | 1 2 0 , 0 0 0 |
| 2 4 m ² を超え | 2 6 m ² 以下 | 1 3 0 , 0 0 0 |
| 2 6 m ² を超え | 2 8 m ² 以下 | 1 4 0 , 0 0 0 |
| 2 8 m ² を超えるもの | | 1 5 0 , 0 0 0 |

・前述 ・ の場合

1 , 6 0 0 円×寄附にかかる道路敷地の面積

(補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

例) 1 4 2 m²の土地に対する寄附補助金の場合

1 , 6 0 0 円×1 4 2 m²= 2 2 7 , 2 0 0 円

1 , 0 0 0 未満の端数切捨てる為、「2 2 7 , 0 0 0 円」の補助金

3 補助実績

| 年度 | 件数 | 寄附面積(m ²) | 補助金額(千円) |
|--------|-------|-----------------------|-------------|
| 2 5 年度 | 1 0 5 | 2 , 6 5 4 . 3 | 2 9 , 2 1 6 |
| 2 4 年度 | 1 2 5 | 2 , 6 0 5 . 3 | 3 4 , 7 8 2 |
| 2 3 年度 | 1 6 6 | 4 , 3 5 9 . 0 | 4 7 , 7 5 5 |
| 2 2 年度 | 1 7 5 | 4 , 8 3 4 . 4 | 5 0 , 8 4 5 |
| 2 1 年度 | 1 6 7 | 4 , 4 3 4 . 2 | 4 7 , 9 9 4 |

安全で快適なまちづくり

道路敷地寄附申請と 補助金のしおり

平成26年2月14日 改正

川 越 市

手 続 に 必 要 な 書 類

寄附申請及び補助金交付申請に必要な書類（添付書類）は次のとおりです。

| 1 寄附申請書 | |
|---|---|
| 案 内 図 | 公 図 の 写 (法務局備付けのもの) |
| 地 積 測 量 図 (法務局備付のもの) | 境 界 成 果 図 (寄附地座標が明示してあること) |
| 登 記 簿 謄 本 (全部事項証明書) | 印 鑑 証 明 書 (法人の場合は資格証明書添付) |
| 登 記 原 因 証 明 情 報 | 登 記 承 諾 書 |
| 道路敷地寄附受理証明書 (添付義務ではありません) | 道路位置指定通知書写し (新設位置指定道路のみ) |
| 事前協議事項確認書写し (新設位置指定道路のみ) | 道路敷地寄附事前協議申請書について(回答)写し (道路敷地寄附事前協議済の場合) |
| 2 補助金交付申請書 | |
| 預金口座振込依頼書 銀行等の金融機関を通じて支払うこととなりますので、預金口座振込依頼書に住所、氏名、押印(金融機関届出印ではなく、申請書と同じ実印)を行い、振込金融機関名及び口座番号を記入してください。 | 道路敷地寄附補助金の口座振込に係る委任状 ・申請人と口座名義人が異なる場合 ・代表者への口座振込になる場合 |
| 道路敷地寄附補助金交付決定通知書 (添付義務ではありません) | 分筆測量費領収書の写し (費用実績の確認の為) |
| 「建築確認申請書」(確認済証、概要書)の写し、もしくは「農地転用許可申請書」(許可書、届出書)の写し (2項道路後退寄附の場合) | |
| 補助金は分筆・測量費の補助として交付しています。 | |

申請に際してのお願い

申請前に下記の事項について確認をして下さい。

1. 寄附対象敷地について

建築基準法第 42 条第 2 項道路（以下 2 項道路）後退敷地

建築基準法第 42 条第 1 項 5 号に基づく道路位置指定の申請をする場合

地区整備計画推進事業、その他地区計画に係る後退敷地

上記該当の場合は、寄附申請書を提出してください。

2. 事前協議申請について

昭和 52 年 11 月 30 日までに道路位置指定を受けている道路敷地寄附

既存道路（建築基準法第 42 条第 1 項第 3 号）敷地寄附

その他、事前の協議が必要と認められる道路敷地寄附

上記該当の場合は、事前に「道路敷地寄附事前協議申請書」の提出が必要になります。

3. 寄附地について

- (1) 道路敷地寄附予定地（以下「寄附地」という。）と道水路敷地との境界を明確にしてください。不明確な場合は、境界確認を済ませてください。
- (2) 寄附地の分筆登記を行い、現地に境界標示をしてください。
寄附地内の境界標は、寄附申請時点では民界となりますので、民杭・民プレートになります。
地積測量図を作成し、実測面積で登記してください。地積測量図、境界成果図が互いに矛盾がないよう調整し、作成してください。
- (3) 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の位置指定道路については、寄附地の形状は位置指定図のとおりとします。現地と位置指定図が異なる場合においては、位置指定図のとおり現地表示してください。

- (4) 寄附地内に樹木・生垣・門柱・ブロック塀・舗装等がある場合は、除去してください。根や基礎等もあれば併せて除去してください。

設置されている電柱についても電線類管理者と協議して、移設してください。

個人埋設管がある場合も撤去してください。若しくは、道路占用可能であれば道路占用許可申請をしてください。個人水道管・下水管であれば市に移管可能かどうか関係各課と協議してください。

寄附した土地に道路と高低差があると、通行者に支障をきたすことも予想されます。高低差すりつけ部分は、民地内で処理してください。

舗装やタタキも撤去してください。過去、市が実施した舗装はそのまま寄附受理できます。不明確な舗装は現場確認後回答します。

4．登記簿上の整理について

寄附地の申請時において、下記の登記簿上の手続を済ませてください。

市が実施するのは所有権移転登記のみです。

- (1) 相続登記
- (2) 登記名義人表示変更登記
- (3) 仮登記等の抹消登記
- (4) 抵当権等の抹消登記
- (5) 地積更正登記（実測面積と登記簿面積とが相違する場合。）

建築資金等を借入する場合も、後退用地に抵当権等を設定しないようご注意ください。

5．道路の取り扱いについて

建築基準法第42条関係の道路の取り扱いについては、事前に川越市都市計画部建築指導課と協議してください。

山田・宮元町、木野目、南田島の地区整備計画推進事業及びその他地区計画に係る寄附の取り扱いについては、事前に川越市都市計画部都市計画課と協議してください。

建築基準法と寄附図面、地区計画と寄附図面の関連で不明確な点があれば、所管課と建設管理課で協議いたしますので、申し出てください。

6 . 寄附境界成果図について

寄附地と道路水路敷地との境界を明確にした成果図を作成して頂きます。

2 項道路後退寄附の場合は、道路中心点の座標及び中心線からの垂線長を記載してください。

補助金の交付について

川越市では、分筆・測量費の補助として申請者に対して補助金を交付しています。

補助対象の場合には、申請した寄附地の所有権移転登記完了後に補助金交付申請をお願いします。

1回の測量に対する補助となりますので、同一申請人で1回の測量において多数の筆を分筆後退しても補助額は1回分となります。

なお、添付書類の「測量費領収書」の写しにより、補助金額が測量費を上回った場合は、測量費が上限額となります。

また、関係事業（地籍調査等）により、申請人の測量費負担がない場合においては補助金の発行はありません。

領収書の写しについて

領収書の写しについては、原則、寄附申請者と同一のもののみ有効とし、別名義の領収書は無効となり「補助対象外」となる場合があります。

補助金発行について

年度予算の範囲内で行っております。

補助金振込時期について

補助金申請日より、2ヶ月～3ヶ月後の振込となる場合がありますのでご了承ください。

補助金申請について

補助金の申請につきましては、事務処理の都合上、寄附受理証明書発行後速やかにお願しいたします。

1. 補助対象

建築確認や農地転用の許可申請及び届出に伴い後退用地を寄附された場合

建築確認申請書（確認済証、概要書）の写し、農地転用申請書（許可書、届出書）の写しの添付が義務となります。

過去に建築確認や農地転用の許可を受けた土地の後退用地を寄附された場合

過去の建築確認申請書（確認済証、概要書）の写しの添付が義

務となります。

過去、農地転用をされた場合は、建設管理課から農業委員会へ口頭確認します。

地区整備計画推進事業（山田・宮元町、木野目、南田島）その他地区計画に係る後退敷地を寄附された場合

昭和 52 年 11 月 30 日までに道路位置指定を受けている敷地を寄附された場合

既存道路指定を受けている敷地を寄附された場合

2. 補助金額

前項、に該当する場合

1 申請につき 20 万円 が申請者に対して交付されます。また、寄附された面積により別表に基づき補助金が加算されます。

前項、に該当する場合

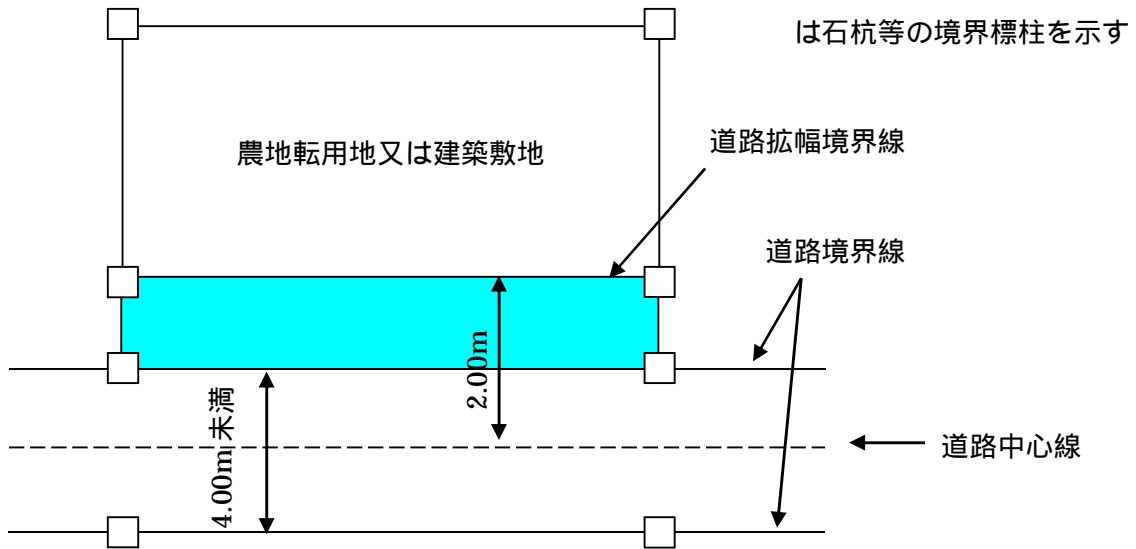
寄附する面積（実測面積による）に 1 m^2 当たり 1,600 円を乗じて得た金額が交付されます。

乗じて得た金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額が交付されます。

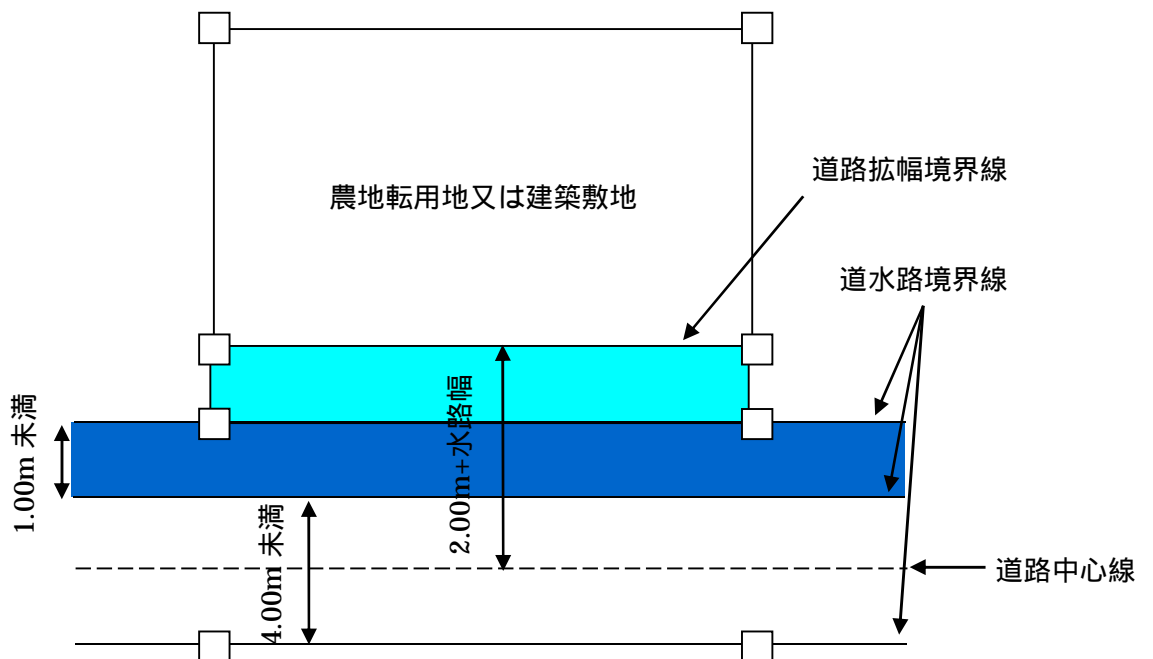
道路拡幅基準（2項道路後退）

1. 拡幅基準

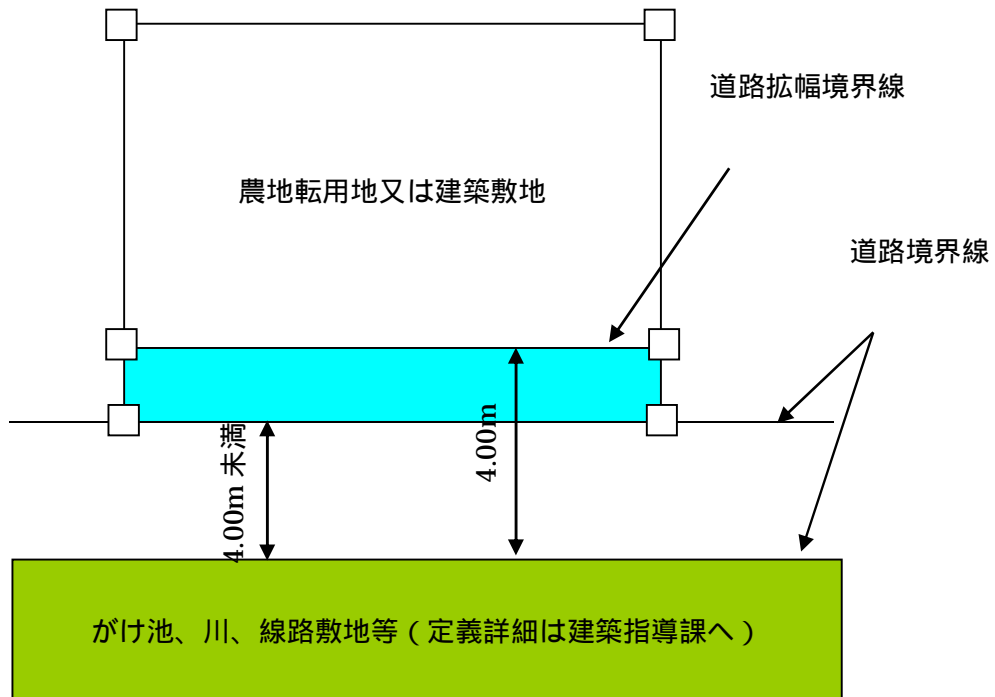
(1) 一般的道路拡幅



(2) 道路に接して幅員1メートル未満の水路敷地のある場合



(3) 道路に対して、がけ地、川、線路敷地その他これらに類するものがある場合

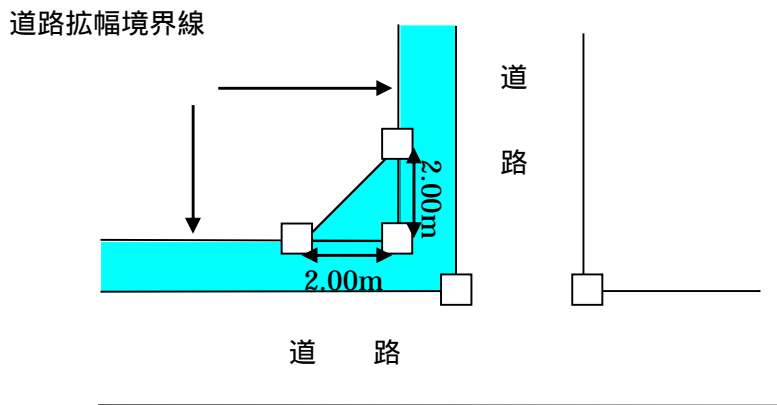


2 道路の角敷地に係る道路すみ切りの基準

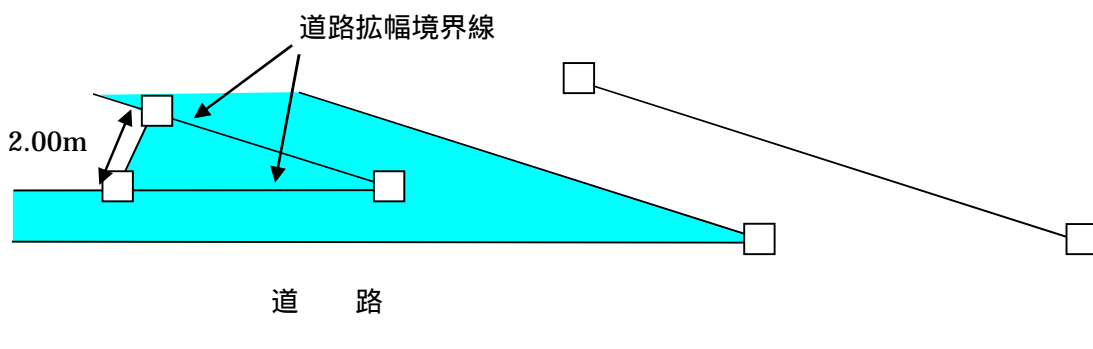
すみ切りは任意で設けて頂いております。

基準はありますが義務ではありませんので、現況に応じてすみ切り無し、或いは基準と異なるすみ切りでも協議次第で可能です。

- (1) 曲り角の内角が 60 度を超え 120 度未満の場合は、角地の隅角をはさむ辺の長さ 2メートルの二等辺三角形とする。



- (2) 曲り角の内角が 60 度以下になる鋭角の角敷地は、剪除長を 2メートル以上とする。



別 表

後退用地等に対する補助金加算額

| 段階 | 寄附に係る道路敷地の面積 | | 補助金加算額（円） |
|----|----------------------|----------------------|-----------|
| 1 | | 2 m ² 以下 | 10,000円 |
| 2 | 2 m ² 超え | 4 m ² 以下 | 20,000円 |
| 3 | 4 m ² 超え | 6 m ² 以下 | 30,000円 |
| 4 | 6 m ² 超え | 8 m ² 以下 | 40,000円 |
| 5 | 8 m ² 超え | 10 m ² 以下 | 50,000円 |
| 6 | 10 m ² 超え | 12 m ² 以下 | 60,000円 |
| 7 | 12 m ² 超え | 14 m ² 以下 | 70,000円 |
| 8 | 14 m ² 超え | 16 m ² 以下 | 80,000円 |
| 9 | 16 m ² 超え | 18 m ² 以下 | 90,000円 |
| 10 | 18 m ² 超え | 20 m ² 以下 | 100,000円 |
| 11 | 20 m ² 超え | 22 m ² 以下 | 110,000円 |
| 12 | 22 m ² 超え | 24 m ² 以下 | 120,000円 |
| 13 | 24 m ² 超え | 26 m ² 以下 | 130,000円 |
| 14 | 26 m ² 超え | 28 m ² 以下 | 140,000円 |
| 15 | 28 m ² 超え | | 150,000円 |

良くある質問 Q&A

Q

道路敷地寄附は絶対にしないといけないのでしょうか？

A

「寄附」という名のとおり、あくまで申請者の方の任意となっています。他課の指導等がない限り、強制されるものではありません。

Q

寄附申請するにあたり、申請地を整備する必要があるのでしょうか？

A

ブロック塀等申請地を占用したり、高低差や草木等道路の通行に支障がある場合にはそれぞれ是正した上で寄附を受け付けております。舗装や側溝を整備する必要はありません。土のままで結構です。

(▶▶▶ 『申請に際してのお願い 3』参照)

Q

境界成果図はどのように取得又は作成するのでしょうか？

A

一般の方にはあまり聞きなれない名称ですが、境界成果図は測量会社（個人も含む）に依頼して作成してもらいます。作成に当たっては「元道、後退及びその後退の計算に使用した道路中心点の座標を記載」等しおりの事項を確認し、建設管理課の担当者との協議をお願いします。

(▶▶▶ 『申請に際してのお願い 6』参照)

Q

補助金は課税対象に該当しますか？

A

道路敷地寄附の補助金は「測量・分筆費用」の補助であり、土地代ではありません。その点を税務署にご相談の上、判断を仰いでください。

(▶▶▶ 『補助金の交付について』参照)

この他にご質問がある方は本書裏の問い合わせ先にてご相談受付けています。

狭あい道路の拡幅にご協力下さい

問い合わせ

建設部建設管理課 境界担当

電話049-224-8811

直通049-224-5987

川越市道路敷地寄附要綱

昭和62年3月31日
告示第66号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民生活にとって最も不可欠な生活基盤である道路を、市民の理解と協力のもとに、安全で快適なものに整備していくため、道路敷地の寄附に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「道路敷地寄附」とは、本市内において、開発関係法令等に基づく諸手続をする場合及び道路等公共施設の整備を要望する場合に、その関係者が、前条の趣旨を理解し、道路敷地の寄附をすることをいう。

(寄附をする場合)

第3条 前条に規定する開発関係法令等に基づく諸手続をする場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項に基づく農地転用の許可申請又は届出(以下「農地転用」という。)をする場合
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく建築確認の申請(以下「建築確認」という。)をする場合
- (3) 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定の申請(以下「道路位置指定」という。)をする場合

2 前条に規定する道路等公共施設の整備を要望する場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 昭和52年11月30日までに道路位置指定を受けている道路に係る寄附をする場合
- (2) 建築基準法第42条第1項第3号に該当する道路に係る寄附をする場合
- (3) 地区住民及び関係地権者の協議による当該地区の計画(市長が認めるものに限る。)が作成されている地区の当該計画に定められている道路に係る寄附をする場合

(寄附区域)

第4条 寄附される道路敷地の区域は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農地転用及び建築確認の場合は、別図に掲げる区域
- (2) 道路位置指定の場合、川越市道路位置指定指導基準(昭和49年6月1日制定施行)に掲げる区域
- (3) 前条第2項第1号及び第2号の寄附をする場合は、事前に市と協議により確定した区域

(形態整備)

第5条 寄附を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、寄附する道路敷地の形態を次に掲げるとおり整備するものとする。

(1) 寄附する道路敷地は、地籍測量図に基づき境界標柱等による境界標示をすることとし、樹木及び囲いの構造物等がある場合は、除去すること。

(2) 道路位置指定の場合は、川越市道路位置指定指導基準に基づき整備すること。

(無償返還)

第6条 寄附された道路敷地が、道路敷地付替交換等により、道路敷地が公用廃止され、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年条例第24号)第3条第3号に該当した場合、無償返還できるものとする。

(補助金)

第7条 市長は、次に掲げる道路敷地寄附をした者に対し、補助金を交付することができる。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項に該当する寄附

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認める寄附

2 補助金の額は、次の各号に規定する道路敷地寄附について、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項第3号に該当する寄附並びに前項第2号の規定により、補助金を交付することについて市長が認めた寄附1申請について、別表に規定する寄附に係る道路敷地の面積の区分に対応する補助金額に20万円を加算した額

(2) 第3条第2項第1号及び第2号に該当する寄附

補助金の交付対象面積(寄附に係る土地の実測面積とする。)に1平方メートル当たり1,600円を乗じて得た額。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付手続)

第8条 申請者は、前条第1項の補助金の交付を受けようとする場合は、道路敷地寄附補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を受理したときは、当該申請に係る事項を審査し、補助金の交付の可否及びその額を決定し、道路敷地寄附補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定をしたときは、申請者に補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

(適用除外)

第10条 この要綱は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第32条の規定に基づく協議により、公共施設の管理に関する協議書が締結された区域には、適用しない。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条第 2 号の場合においては、当分の間、川越市建築行為等にかかわる道路拡幅整備要綱（昭和 52 年 12 月 1 日制定施行）第 4 条及び第 5 条に基づく手続によることができる。

附 則（平成 3 年 3 月 22 日告示第 62 号）

- 1 この告示は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条の次に 3 条を加える改正規定は、平成 3 年 4 月 1 日以後の道路敷地寄附申請に係る補助について適用する。

附 則（平成 3 年 10 月 22 日告示第 286 号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 第 7 条第 1 項から第 3 項までの改正規定は、公布の日以後の道路敷地寄附に係る補助について適用する。

附 則（平成 7 年 2 月 24 日告示第 54 号）

この告示は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日告示第 81 号）

この告示は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第7条関係）

後退用地等に対する補助金

| 寄附に係る道路敷地の面積 | 補助金額（円） |
|--|---------|
| 2 m ² 以下 | 10,000 |
| 2 m ² を超え 4 m ² 以下 | 20,000 |
| 4 m ² を超え 6 m ² 以下 | 30,000 |
| 6 m ² を超え 8 m ² 以下 | 40,000 |
| 8 m ² を超え 10 m ² 以下 | 50,000 |
| 10 m ² を超え 12 m ² 以下 | 60,000 |
| 12 m ² を超え 14 m ² 以下 | 70,000 |
| 14 m ² を超え 16 m ² 以下 | 80,000 |
| 16 m ² を超え 18 m ² 以下 | 90,000 |
| 18 m ² を超え 20 m ² 以下 | 100,000 |
| 20 m ² を超え 22 m ² 以下 | 110,000 |
| 22 m ² を超え 24 m ² 以下 | 120,000 |
| 24 m ² を超え 26 m ² 以下 | 130,000 |
| 26 m ² を超え 28 m ² 以下 | 140,000 |
| 28 m ² を超えるもの | 150,000 |

備考 第3条第2項第3号の道路に係る寄附に該当するもののうち、都市計画法第12条の5に規定する地区計画（地区整備計画の地区施設として定められているものに限る。）の都市計画決定をした区域であって、当該寄附に係る道路敷地の面積が28 m²を超えることとなる場合については、この表の規定にかかわらず、寄附に係る道路敷地の面積が28 m²を超える分につき、2 m²を超えるごとに10,000円を加算した金額とする。

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

道路敷地寄附補助金交付申請書

(提出先)

川越市長

申請者 住所

氏名

実印

()

川越市道路敷地寄附要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたく申請します。

記

寄附地の所在

| 大字 町名 | 字 丁目 | 地番 | 地目 | 地籍 m ² | 適用 |
|----------|---------|----|----|----------------------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

付記 補助金の交付を受ける寄附地については、実測面積とします。

下記の欄には、記入しないでください。

| | | | |
|------------------------------|----------|-----------------------|-------------|
| 建設 管理 課 処 理 欄 | 寄附申請年月日 | 年 月 日 | - |
| | 申請理由 | ア 農転 | イ 建築 ウ 既設道路 |
| | 寄附面積 | m ² (実測) | |
| | 補助金合計額 | 円 | |
| | 講座振込依頼書等 | 振込依頼書 | はがき |
| | 所有権移転 | 年 月 日 | 登記済 |
| | 補助金交付年月日 | 年 月 日 | |

道 路 敷 地 寄 付 補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

様

川 越 市 長

道路敷地寄付補助金の交付については下記のとおり決定しましたので、川越市道路敷地寄附要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 寄附地の所在

| 大 字 町 名 | 字 丁 目 | 地 番 | 地 目 | 実測面積 m ² | 摘 要 |
|------------|----------|-----|-----|------------------------|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

2 道路敷地寄附收受年月日 平成 年 月 日 第 号 -

3 道路敷地寄附補助金 _____ 円

4 後退用地等に対する補助金 _____ 円

5 寄附要綱第 7 条第 2 項第 2 号に基づく
補助金 (1,600 円 / m² × 実測面積) _____ 円

6 補助金額 (合計) _____ 円

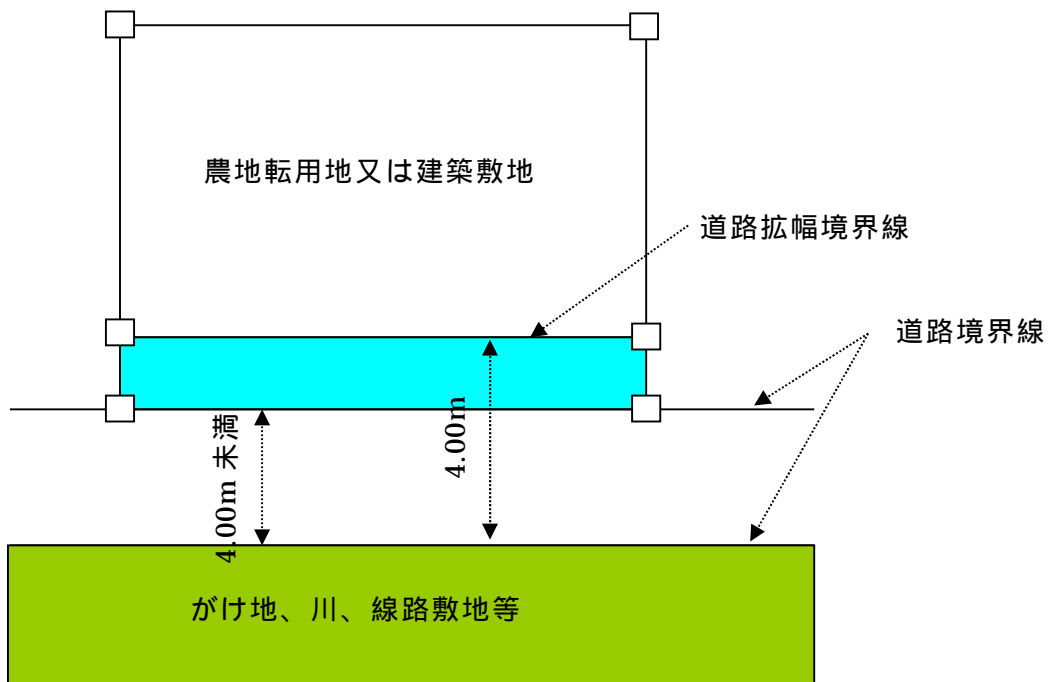
7 その他

[裏面もお読みください。]

8 支払い方法 預金口座振り込みといたします。

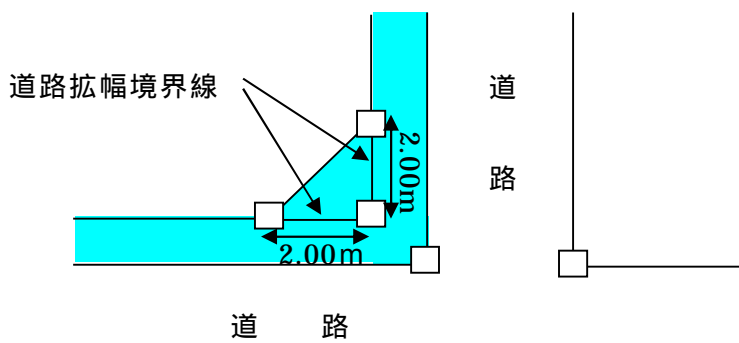
9 付記

- (1) 預金口座振込依頼書を川越市建設管理課に提出してください。
- (2) 銀行等の金融機関を通じて支払いとなりますので、預金口座振込依頼書に住所、氏名、振込金融機関名及び口座番号を記入し、押印（届出印）してください。



2 道路の角敷地に係る道路すみ切りの基準

- (1) 曲り角の内角が 60 度を超え 120 度未満の場合は、角地の隅角をはさむ辺の長さ 2メートルの二等辺三角形とする。



- (2) 曲り角の内角が 60 度以下になる鋭角の角敷地は、剪除長を 2メートル以上とする。

